

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第1区分

【発行日】令和1年11月21日(2019.11.21)

【公表番号】特表2018-537394(P2018-537394A)

【公表日】平成30年12月20日(2018.12.20)

【年通号数】公開・登録公報2018-049

【出願番号】特願2018-545105(P2018-545105)

【国際特許分類】

C 04 B	22/06	(2006.01)
C 01 F	11/02	(2006.01)
C 04 B	24/10	(2006.01)
C 04 B	28/02	(2006.01)
C 04 B	24/06	(2006.01)
C 04 B	24/04	(2006.01)
C 04 B	24/12	(2006.01)

【F I】

C 04 B	22/06	Z
C 01 F	11/02	A
C 04 B	24/10	
C 04 B	28/02	
C 04 B	24/06	A
C 04 B	24/04	
C 04 B	24/12	A

【手続補正書】

【提出日】令和1年10月8日(2019.10.8)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

酸化カルシウムまたは酸化カルシウムと酸化マグネシウムの混合物を40-100総乾燥重量パーセント含有して成る前駆体アルカリ土類金属酸化物粒子に、(i)澱粉、(ii)アスパラギン酸、グルタミン酸、グリシン、アラニン、フェニルアラニン、メチオニン、セリンおよびトレオニンから成る群より選択されるアミノカルボン酸、または(iii)それらの混合物の存在下、200-700内の平均温度で20-300分間熱処理を受けさせた、処理アルカリ土類金属酸化物粒子、を含有して成る組成物。

【請求項2】

前記処理アルカリ土類金属酸化物粒子が、前記粒子の総乾燥重量を基準にして少なくとも80-100総乾燥重量パーセントの酸化カルシウムを含有して成り、かつ前記処理粒子が、250-500で20-200分間熱処理を受けたものである、請求項1記載の組成物。

【請求項3】

澱粉、アミノカルボン酸またはそれらの混合物の存在下200-700の平均温度で20-300分の熱処理が完了した後の、処理された酸化カルシウムまたは粒子または処理された酸化カルシウムと酸化マグネシウムの混合物の粒子が、水和を開始させるに充分な量の水と混合した時に、請求項1に記載された温度範囲の熱処理を受けさせなかつた

以外は同じである酸化カルシウムまたは酸化カルシウムと酸化マグネシウムの混合物の粒子に比べて、水と混合した時に少なくとも30分の水和の開始の遅れを示す、請求項1記載の組成物。

【請求項4】

前記前駆体粒子が、アスパラギン酸の存在下で加熱され、前記アスパラギン酸の少なくとも80重量パーセントが、L-アスパラギン酸である、請求項1記載の組成物。

【請求項5】

前記澱粉が、トウモロコシ、タピオカ、小麦、米、ジャガイモ、サツマイモ、サゴ、豆およびこれらの混合物から得た精製澱粉から選択されるアルファ化澱粉である、請求項1記載の組成物。

【請求項6】

更に水和性セメント質結合剤を含有して成り、場合により更に骨材を含有して成り、水と混合した時に、セメント質モルタル、コンクリートまたはショットクリートの、ペーストまたはスラリーを形成する、請求項1記載の組成物。

【請求項7】

セメント質結合剤および請求項1記載の組成物と一緒に混合することを含んで成る、セメント質組成物を改質する方法。